

安心安全マニュアル

令和7年度版

京都教育大学附属特別支援学校

校内体制・概要

教職員 警備員 44名	校長 1名、副校長 1名、教頭 1名、教諭・講師 30名、 養護教諭 1名、栄養教諭 1名、 事務職員 3名、給食調理員 2名、管理用務員 2名 (児童生徒在校時のみ) 校内警備員 1名、スクールバス乗務員 1名
児童生徒 60名	小学部 18名 (1年生 3名、2年生 3名、3年生 3名 4年生 3名、5年生 3名、6年生 3名) 中学部 18名 (1年生 6名、2年生 6名、3年生 6名) 高等部 24名 (1年生 6名、2年生 8名、3年生 10名)
施設・設備	校門扉は、児童生徒が下校するまで閉鎖。校門横に校内警備員を常駐。学校訪問者は校内警備員の前で氏名・所属を記入し「来校者」カードをもらって校内に入る。敷地内に「監視カメラ」を10台配置。車で来校する保護者や放課後等デイサービス向けに入校許可証を発行している。
教職員の 組織活動	教職員は緊急時の情報伝達のため、笛を携帯している。 不審者侵入予防にも着眼して、校内の環境整備を行っている。 登下校の安全確保を図るため、学校直下の押しボタン信号付き横断歩道・通学路で、見守り活動を行っている。

本校の危機管理の基本方針

危機管理の必要性

学校は、児童生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場でなければならない。そのため、本校独自の安心安全マニュアルを作成し、的確な危機管理体制を整備する。

危機管理の目的

- (1) 児童生徒や教職員の安心・安全を確保する。
- (2) 危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ。
- (3) 事件・事故が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- (4) 事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる。

本校の課題

- (1) 学校周囲からフェンス等を乗り越えて侵入が可能である。
- (2) 竹林、雑木林があり、草木も多いため、隠れやすい場所が多い。
- (3) 学校周辺地域から通学する子が少なく地域の保護者が少ないので、地域とのつながりが薄い。
- (4) 校区が広く、大半の生徒は数種類の公共交通機関を利用して登下校している。

課題を補う危機管理体制

- (1) 毎朝の校内巡視をはじめ、教職員の巡視等を行う。
- (2) 伐採、剪定等を行い、見通しの悪い箇所ができないように心がける。
- (3) 子育てサークルの本校での開催等をはじめ、校内の一部の畑や花壇を地域の方に管理をしてもらうことにより日頃より地域と人たちとの交流を深める。
- (4) J R 藤森駅、京阪墨染駅等生徒が利用する駅員の協力を得て、登下校時の見守り活動を行う。

保護者・地域社会・関係機関との連携を図る上での留意点

- (1) 学校の安全は、まず教職員が積極的に守ることを基本に考える。
- (2) 学校の情報を発信し、開かれた学校づくりに努め、教職員一人一人が地域社会との信頼関係を築く。
- (3) 緊急事態が発生した場合に、保護者や地域の人に快く協力してもらえよう、育友会行事等に参加したり、地域社会に場を提供したりするよう心がける。

I. 危機管理体制・役割分担

● 危機管理体制組織表と教職員の役割分担

担当者	活 動 内 容
管理職 校 長 副校長 教 頭	全体の統括 ☆ 全教育に関する事項（防犯教育、防犯訓練、校外学習の事前指導など） ☆ 安全管理に関する事項（施設設備点検、児童生徒の安全確保に関する点検、など） ☆ 安全に関する組織活動（体制整備、教職員対象の研修・訓練* ¹ 、保健衛生委員会* ² など）に関する学校安全計画全体の状況把握と、必要な指示、掌握 ☆ 学校安全委員会の企画・運営 ☆ 育友会、地域社会、関係機関との連携
学部主事 指導部	☆ 施設・設備の点検、児童生徒の安全確保に関する点検 ☆ 教職員対象の研修・訓練の計画と実施
生活指導係	☆ 児童生徒対象の安全教育・防犯教育の実施（通学路での安全、こども110番のいえ、校内・校外で不審者と遭遇した場合の対応、防犯訓練等）
救 護 養護教諭	☆ 児童の健康状態、要観察者の状況と、かかりつけ医療機関の掌握 ☆ 救急病院の掌握 ☆ 負傷者搬送時の必需品の確認と準備

（＊1）教職員研修

- ・ マニュアルに基づいた教職員研修（年度当初の職員会議で実施）
- ・ 救命救急講習会（応急手当、心肺蘇生法）の実施
- ・ 防犯研修・訓練（不審者侵入を想定した緊急時の訓練）の計画と実施

（＊2）保健衛生委員会

構成員：校長、副校長、教頭、学部主事、養護教諭、事務主査

- ・ 会議開催回数…基本的に年1回開催。緊急時や必要に応じて招集する。

◎ （緊急時） 出張等で不在者がいる場合、臨機応変に役割を分担する。

担当者	活 動 内 容
対策本部 校長・副校長 教頭 学部主事 事務主査	◇ 全体の状況把握と必要な指示、掌握 ◇ 校内緊急放送 ◇ 児童生徒の避難の必要性の判断と指示 ◇ 110番・119番通報 ◇ 大学への支援要請 ◇ 保護者への緊急連絡、保護者説明会の準備と開催、連絡文書の作成 ◇ 報道機関への対応 ◇ 記録
不審者対応 教頭 警備員 管理用務員	◇ 不審者への対応 ◇ 不審者を隔離する ◇ 校内巡視 ◇ 事件の情報収集、把握、整理 ◇ 学校や地域の状況の把握
避難・誘導 教職員	◇ 児童生徒の人員確認・安全確保・安全な避難・誘導 ◇ 下校方法決定後の全保護者との連絡 ◇ 児童の安全下校の確認
負傷者対応 養護教諭 栄養教諭 給食調理員	◇ 負傷者発生に備えて、救急用品の準備 ◇ 負傷者搬送時の学校との連絡手段の準備 ◇ 避難場所での負傷者の有無等の確認と応急手当 ◇ 負傷者発生現場での応急手当、搬送準備 ◇ 負傷者氏名の確認とリスト作成 ◇ 救急車同乗と搬送先からの連絡 ◇ 負傷者と保護者への対応

2. 緊急時の連絡網

(1) 緊急連絡

- ① 保護者緊急連絡先一覧表 年度はじめに、保護者の了解を得て作成。
教頭・学部主事が保管
- ② 職員電話連絡網 年度はじめに、教職員の了解を得て作成。
副校長・教頭・事務主査が保管
- ③ 電子連絡帳 年度はじめに、保護者の登録にて作成。
「ツムギノ」による連絡

3. 対応図・連絡先一覧表・避難経路図

以下 3 点を作成して、職員室に掲示し、教職員の周知を図る。

- 資料 1 「不審者対応緊急事態発生時対応図」
 - 資料 2 「連絡先一覧表」
 - 資料 3 「避難経路図」
-

4. 施設面における安全確保

(1) 門扉の管理

- 門扉は児童生徒が下校するまで閉門する。

(2) 校内監視カメラ

- 校内 10カ所の監視カメラ映像を職員室のモニター 2 台に常時映し出す。

(3) 校内警備の配置

- 校門横に校内警備を配置し、来校者対応を行う。

(4) 安全点検

- 毎朝、用務員が校内を巡視し、異常があれば副校長、もしくは教頭に連絡をする。
- 副校長・教頭は安全状況について異常があれば、職員朝礼等で全職員に伝える。

5. 定期的な巡視

(1) 校内巡視

- 登校前に、教職員は校内もしくは、担当の教室の安全点検をする。
- 校内で、来校者札を下げていない者と出会ったときは、必ず挨拶等の声かけを行う。
- 「笛」を携帯し、万一の時に他の教職員に非常事態を知らせる。
- 放課後（午後 5 時頃）、日直が校舎内を巡視し、施錠する。

(2) 校外巡視

- 登校時、学校直下の横断歩道に立ち、通学の安全を見守る。
- 下校時、中高等部教員が、学校から駅までの通学路を巡視する。

(3) 地域社会への協力依頼

- 年度初めに、教員と生徒会役員とで、最寄り駅等に挨拶に行く。
- 最寄り駅に、登下校時の見守り活動、登下校中のトラブル等に関する学校への情報提供などを依頼する。

6. 日常の来訪者等への対応

- 校門横に校内警備員を配置する。
- 校内警備員は、来校者の氏名・業者名等を確認し、用件を聞いて、受付名簿に記名等を求め、本館受付を案内する。
- 来校者は、記名し『来校者』札を下げることに同時に、校内警備員が無線機で事務用用件を伝え校内に入る了解を行う。来校者退校時、校内警備員は『来校者』札を受け取り、退校を見届ける。校内警備員は、来校者の挙動が不審と感じたときには、無線機で職員室に連絡する。
- 校内警備員が不在の場合、インターホンで来校者の対応を事務が行う。

7. 不審者入校への対応

- 校内で不審者を発見した場合、「不審者対応の流れ」に即して対応する。

■ 資料4 不審者対応の流れ

8. 防犯教育・防犯訓練

(1)防犯教育（安全教室）

- 各学部で、毎学期はじめに「安全教室」を行い、以下のような内容を指導する。
 - 交通ルール、公共交通機関の利用の仕方、緊急時の対処方法等、安心・安全に登下校するために必要なことを、児童生徒の通学方法とその実態に即して指導する。
 - 登下校中の不審者への対応の仕方（「いかのおすし」「子ども110番の家」、など）について指導する。
- 各学部で、毎学期終わりに、長期休業中の家庭や地域での暮らし方について、「○やすみのくらし」プリントを配付して指導を行うと共に、クラス懇談会等でその内容を保護者に知らせ、理解と協力を得る。

(2)防犯訓練

- 警察・消防機関と連携し、通報訓練も含めた防犯訓練（火災・地震時の避難訓練）を年3回（毎学期）実施する。
- 不審者対応訓練は、児童生徒に過度の恐怖感を抱かせる可能性が高いため、教職員のみで実施する。
- 上記とは別に、応急手当、心肺蘇生法講習会を年1回実施する。

9. その他

地震による災害対策マニュアル・・・・・・・・・・資料5

傷病緊急時の対応マニュアル・・・・・・・・・・資料6

弾道ミサイル発射に対する非常措置について・・・・資料7

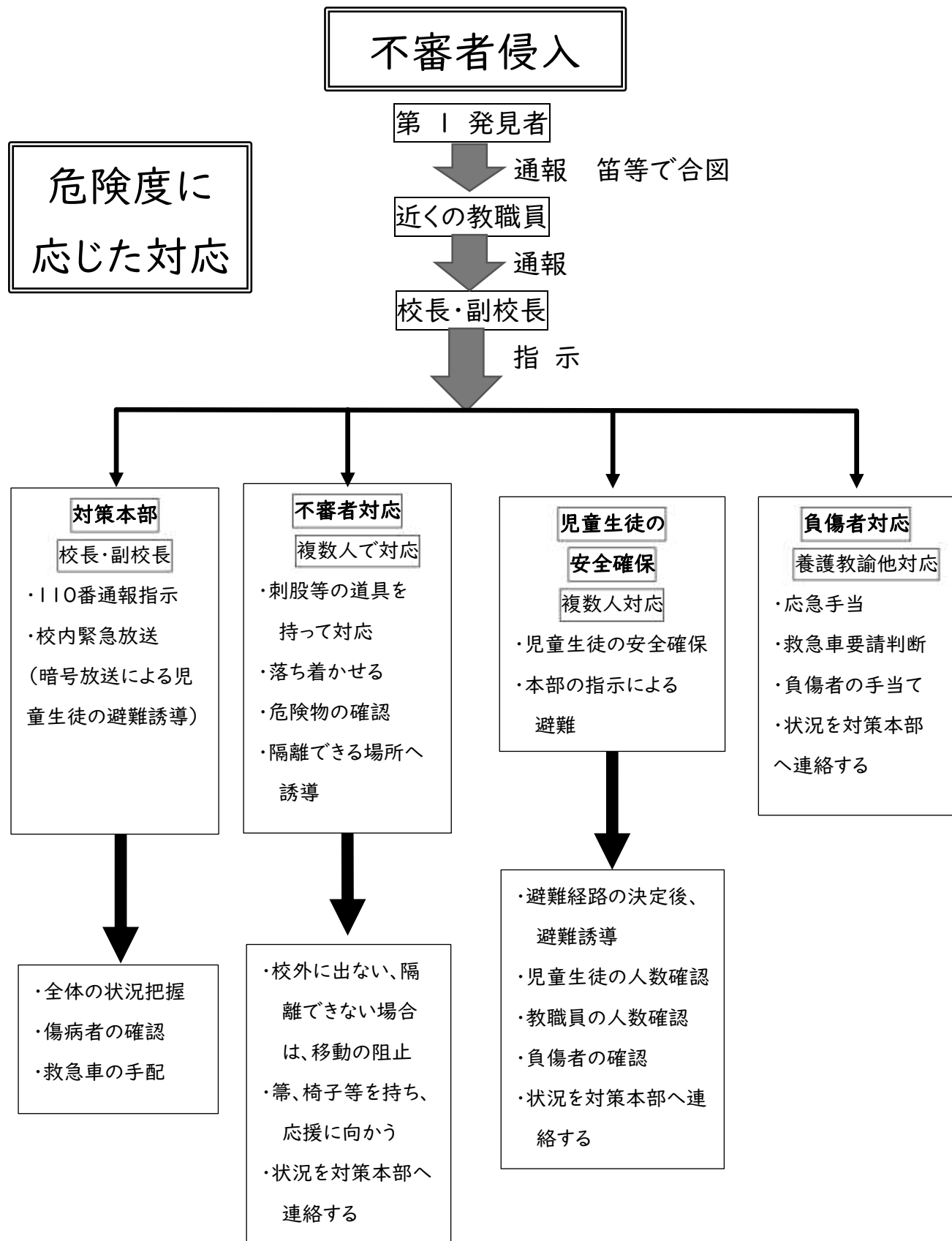
安心安全マニュアル

【資料編】

令和7年度版

京都教育大学附属特別支援学校

資料I「不審者緊急事態発生時対応図」



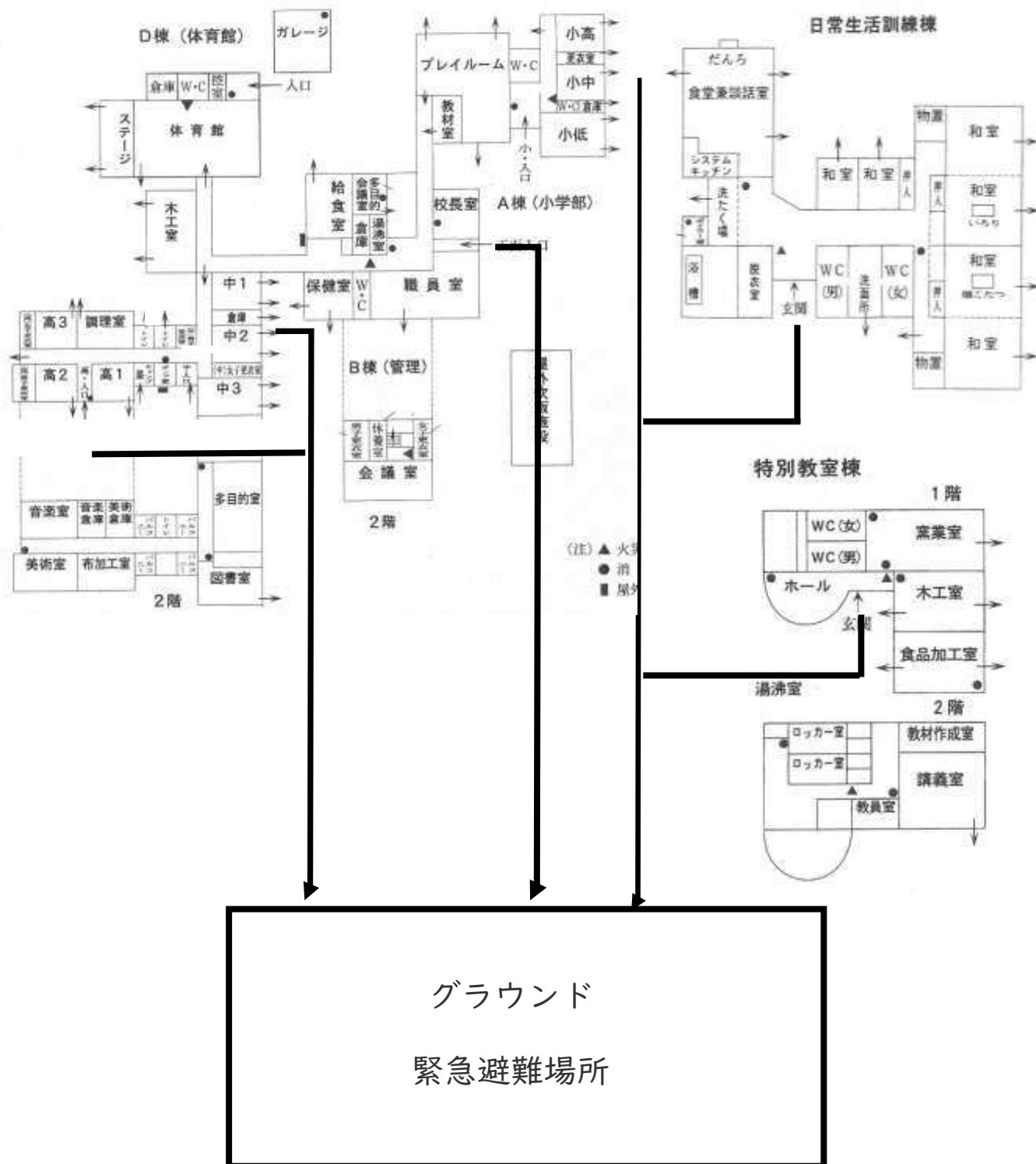
資料 2 「連絡先一覧表」

通報は あわてず おちついて！！

学校名	京都教育大学附属特別支援学校		
住 所	伏見区深草大亀谷大山町90		
電話番号	075－641－3531		
連絡者氏名	〇〇 〇〇		
伝達内容	(簡潔に) いつ・どこで・なにがあった 今どうなっている(被害等の状況)		
	機関名	電話番号	
	伏見 警察署	602—0110	
	伏見 消防署	641—5355	
	京都教育大学	644－8104	
	医療センター	641－9161	
	六地蔵病院	0774－33—1717	
	学校医(谷口医院)	612－3111	
	学校薬剤師	602－8202	
	伏見保健所(深草支所)	642－3101	

・資料3「避難経路図」

校舎配置図 (防火設備配置図)



資料4「不審者対応の流れ」

(1) 不審者対策について

1. 本校での対策

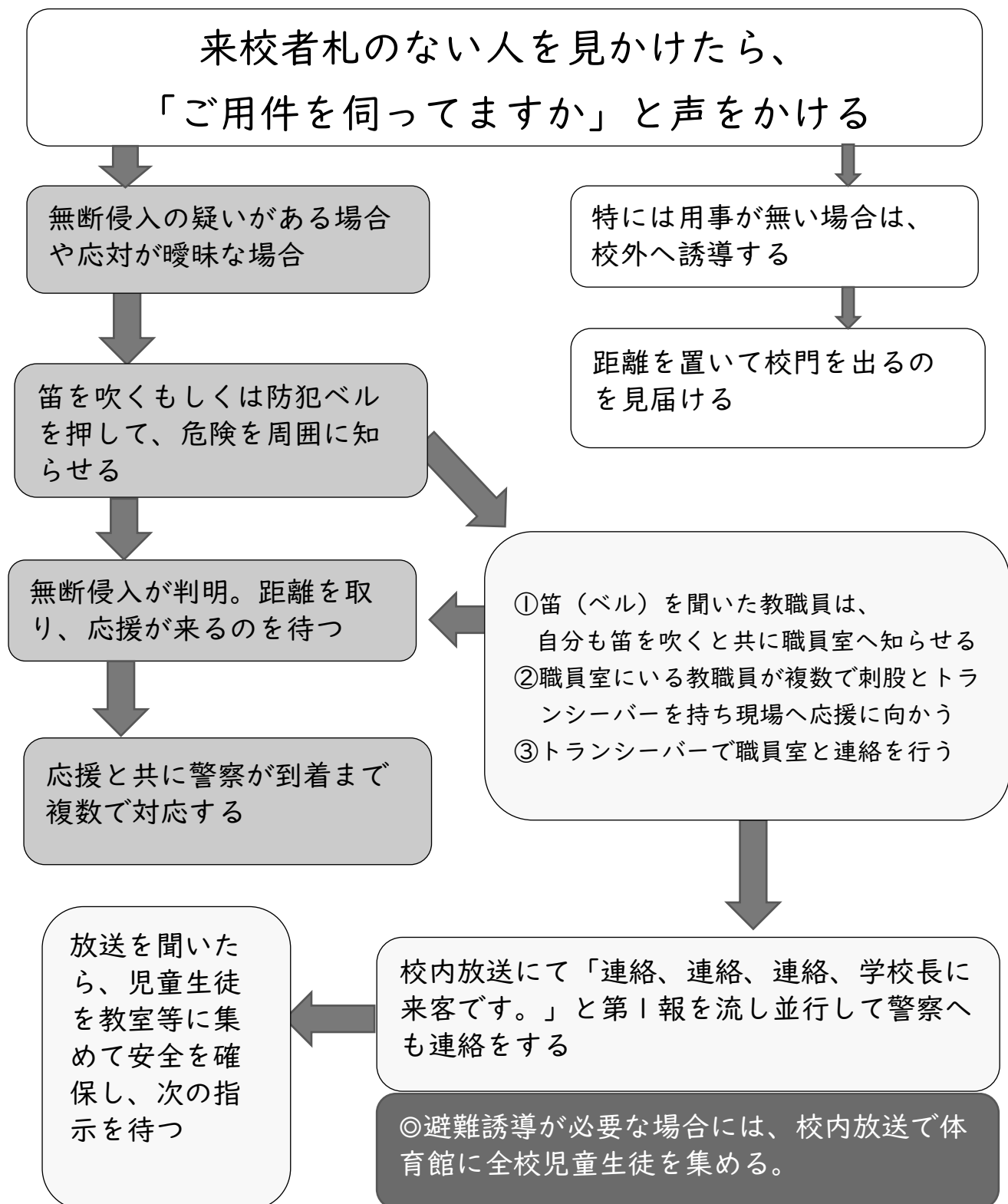
- ① 受付（警備員警備室）での来校者確認
- ② 来校者札の着用
- ③ 名札のない人や見知らぬ人への声かけ
- ④ 複数での対応と職員室への連絡
- ⑤ 無断進入等判明時の警察連絡
- ⑥ 緊急時には、笛を吹きまわりに知らせる。笛を聞いた者は引き継いで笛を吹き、更に周りへと知らせていく。
- ⑦ 防犯ベルや火災報知器のベルを鳴らし、全校放送を行う等
- ⑧ 警備員室と職員室に無線機を設置

2. 不審者への対応手順と緊急時指導体制

- ① 緊急場所第1支援（警備員＋無線機・教頭）
- ② 緊急場所第2支援（事務職B）
- ③ 校内放送・警察連絡等（事務職員A）
- ④ ＊校外学習児童生徒指導者への連絡含む
- ⑤ 児童生徒の安全確保と人員点呼及び避難誘導（学習時指導担当者）
- ⑥ 学部児童生徒の安全確保と人員点呼と避難経路確保及び避難確認（学部主事）
- ⑦ 安全確保と避難誘導及び人員点呼の指揮（副校長）
- ⑧ 避難場所への不審者進入阻止（学部付教員）
- ⑨ 救護（養護教諭） 病院付き添い（担任）
保護者連絡（担任もしくは学年主任） 搬送先病院掌握（副校長）

※連絡に応じて、第1支援・ 第2支援が現場に向かう

(2) 「不審者への対応手順」



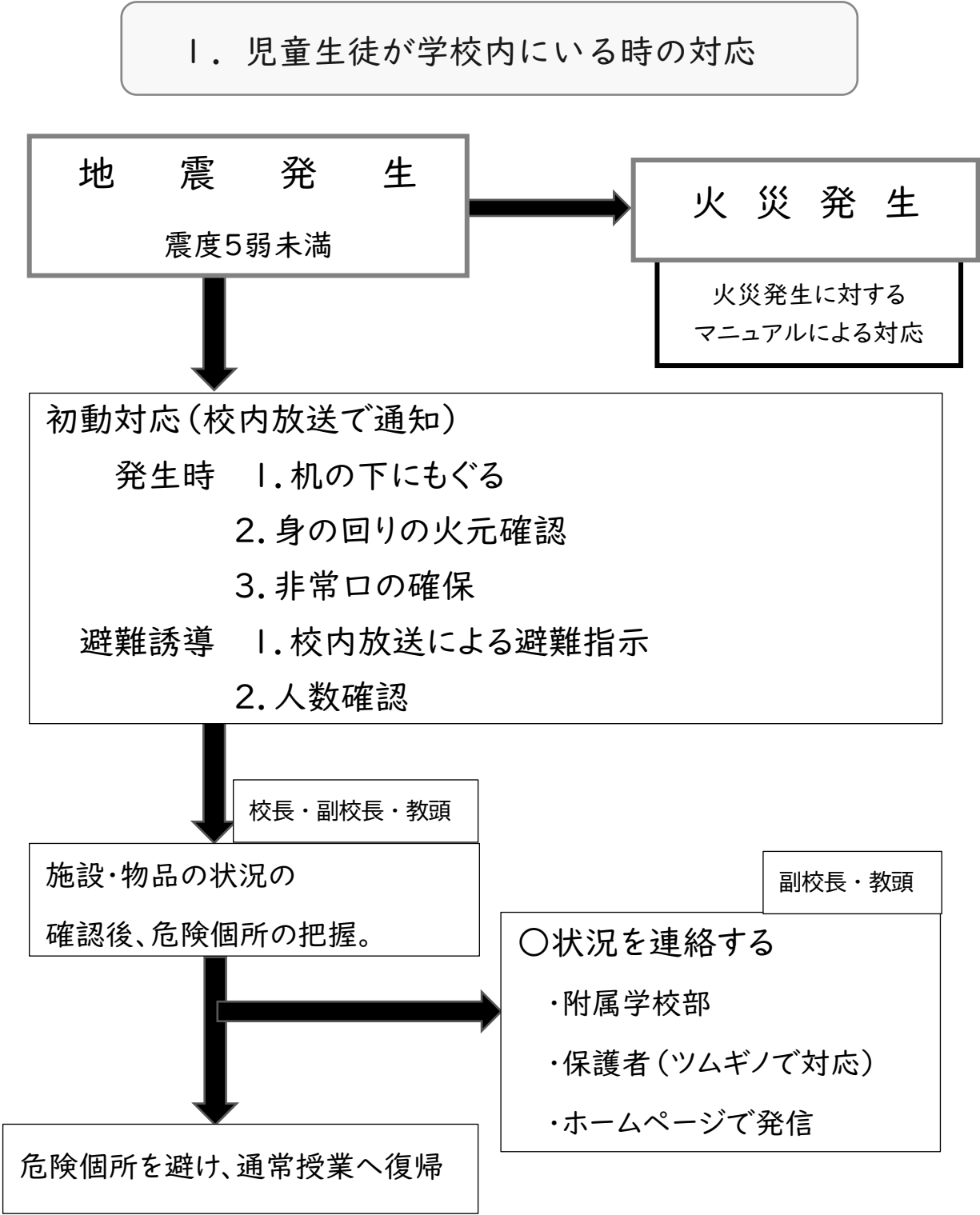
放送原稿「大きな荷物が〇〇にありますので、
気をつけて集まりましょう」

※ 〇〇は不審者の現在地、そこを避けて体育館に誘導する。

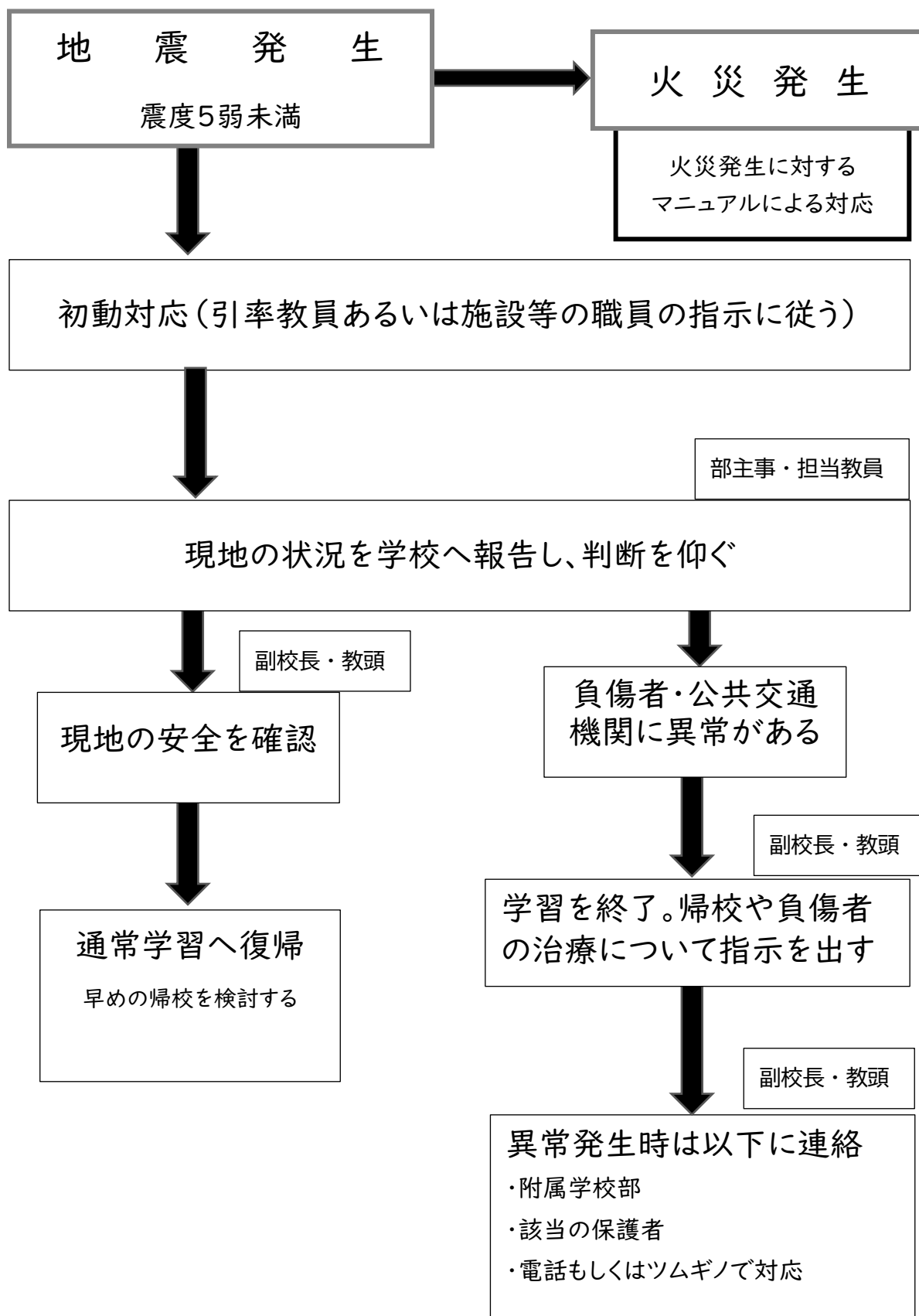
集まる場所はあえて放送では言わない。

資料5-1 地震による災害対策マニュアル(危険レベル1・2)

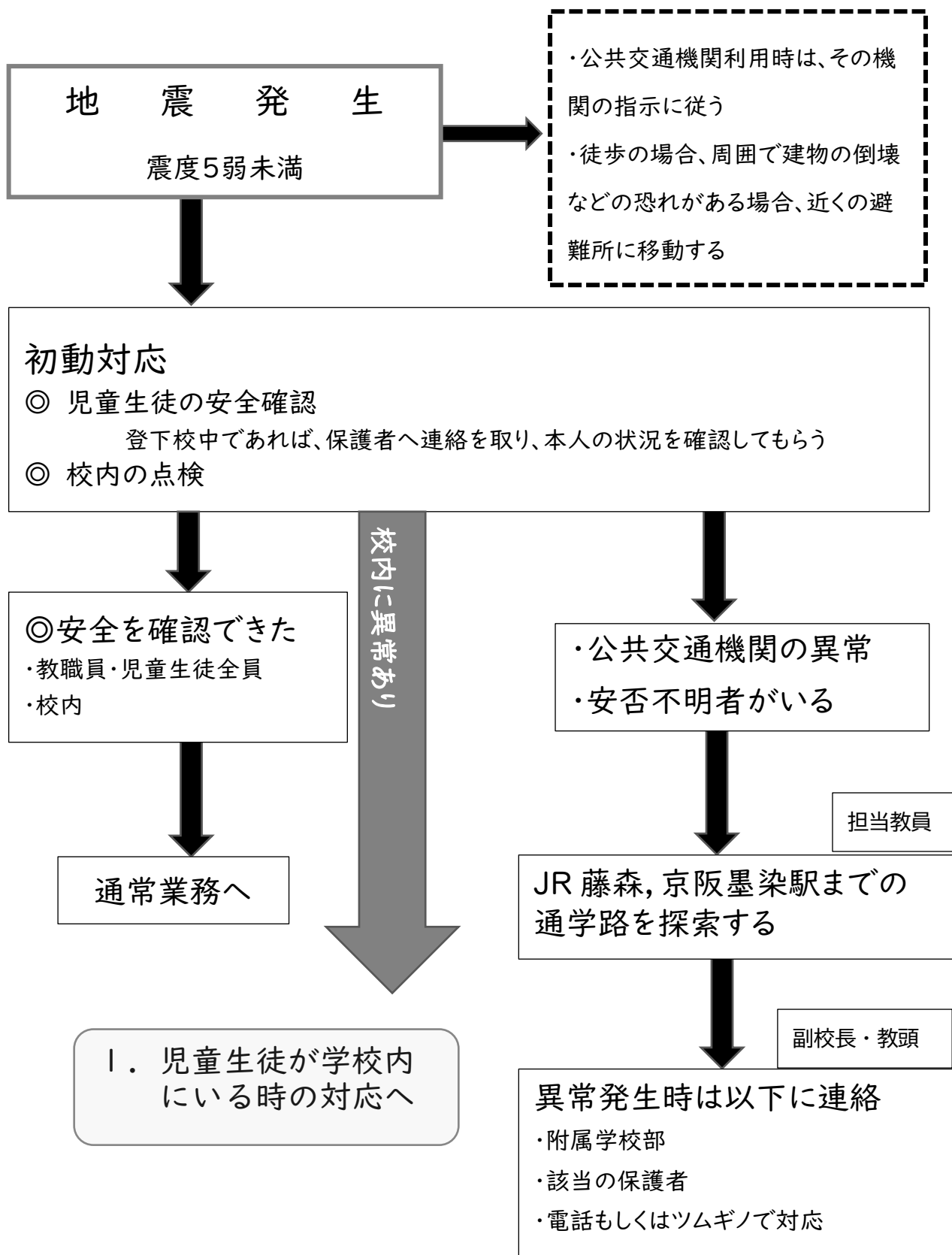
- 危険レベル1・2とは、震度5弱未満。
(各付属校の学校長及び副校長で判断し、対応する)
- 可視的被害なし
- 施設の軽度な損傷(※1 ひび割れ、二次的倒壊の可能性が低い状況)
※1参照:大学「地震による大規模災害に関わる対応マニュアル」より



2. 校外学習および宿泊学習時の対応



3. 登下校時および在宅時の対応



資料５－２ 地震による災害発生対応マニュアル（危険レベル３・４）

○危険レベル３・４は、震度５弱以上（京都府隣接府県・学長が災害対策本部を設置）

- ・学長が災害対策本部を設置するので、発生後の対応については大学本部の指示及び大学本部への報告 など密接に連携して対応を行う。
 - ・附属校独自に災害対策本部を設置し、学校長（代行副校長）が現場の指示及び対応の方針を決める。
- 参考：大学「地震による大規模災害にかかわる対応マニュアル」より

Ⅰ．児童生徒が学校内にいる時の対応

地震発生（震度５弱以上）

火 災 発 生

火災発生に対する
マニュアルによる対応

初動対応（校内放送で通知）

発生前（緊急アラート受信）校内放送で身の安全を確保する行動を促す。

- 発生時
- １．身の回りの火元確認
 - ２．非常口の確保

- 避難誘導
- １．避難場所の安全確認後、校内放送による避難指示
 - ２．負傷者、全体人数の確認

- 発生後
- １．校内の安全確認（施設・物品等）
 - ２．対策本部の設置

- 附属学校部へ連絡
- 保護者への連絡
ツムギノ・電話にて
- 育友会・振興会会長への連絡
・対応の応援を依頼する

児童生徒への対応

- ・原則学校待機
- ・保護者と連絡が取れた場合、お迎えを頼む
- ・迎えに出来ない等の場合の対応も考える

災害対策本部設置

学校長・副校長

- 被災状況及び児童生徒の安全状況を把握及び大学へ報告
- 大学災害対策本部からの指示を受け、対応できる所は、学校長の判断により対応する。
- 交通等を遮断された場合には、学校を避難場所として開放。備蓄している食料・水・衣料品を児童生徒に配布。

情報収集

- ・大学災害対策本部
- ・行政機関
- ・報道

避難場所設置準備
救急への連絡

2. 校外学習及び宿泊を伴う学習時の対応

地震発生（震度 5 弱以上）

初動対応（教員及び施設等の職員の指示による）

発生前（緊急アラート受信）校内放送で身の安全を確保する行動を促す。

発生時 1. 身の回りの火元確認

2. 非常口の確保

避難誘導 1. 避難場所の安全確認後、児童生徒の引率による避難指示

2. 負傷者、全体人数の確認

学校へ報告

現在地と児童生徒・教職員の状況

周りの状況

通信手段の確認

災害対策本部設置

学校長・副校長

○被災状況及び児童生徒の安全状況を把握
及び大学へ報告

○大学災害対策本部からの指示を受け、対
応できる所は、学校長の判断により対応
する。

○帰校の手順や管理職が現地に向かうなど
現地の状況を踏まえながら、判断してい
く。保護者に現地への迎えも検討する。

○附属学校部へ連絡

○保護者への連絡

ツムギノ・電話にて

○育友会・振興会会長への連絡

・対応の応援を依頼する

情報収集

・大学災害対策本部

・行政機関

・報道

3. 登下校時の対応

地震発生（震度5弱以上）
即時休校の判断をする

- ・公共交通機関利用時は、その期間の指示に従う
- ・徒歩の場合、周囲で建物の倒壊などの恐れがある場合、近くの避難所に移動する

初動対応（校内で指示を出す）

- 発生前 ※校内放送で身の安全を確保する行動を促す。
- 発生時
1. 身の回りの火元確認
 2. 非常口の確保
- 避難誘導
1. 避難場所の安全確認後、校内放送による避難指示
 2. 負傷者、全体人数の確認

災害対策本部設置

学校長・副校長

【教職員への指示事項】

・保護者への連絡

生徒の安否、現在地、下校・送迎方法、生徒への連絡方法等、情報共有を行う。

（指示連絡伝達方法）

ツムギノ、学校電話、学校メール（fujiyogo@kyokyo-u.ac.jp）

○被災状況及び児童生徒の安全状況を把握及び大学へ報告

○大学災害対策本部からの指示を受け、対応できる所は、学校長の判断により対応する。

児童生徒への対応

- ・基本は保護者のもとに帰す。
- ・学校に待機することは可能
- ・状況を踏まえて保護者と対応を話し合う。

- 附属学校部へ連絡
- 育友会・振興会会長への連絡
- ・対応の応援を依頼する

情報収集

- ・大学災害対策本部
- ・行政機関
- ・報道

避難場所設置準備

救急への連絡

地震による災害発生時のための学校備蓄品

京都市学校安全の手引きより

1. 一次持ち出し品（地震発生時に、とりあえずそろえておきたいもの）	
非常食	乾パン レトルト食品 缶詰 ミネラルウォーター
救急用品	救急医薬品 AED 担架 手指消毒薬 石鹼 マスク
安全用品	防災頭巾 保温毛布 軍手
衣類等	下着 上着（体操服・ジャージ） タオル 雨具
日用品	懐中電灯 電池 ラジオ トイレットペーパー ティッシュペーパー 生理用品 ライター リュックサック ゴミ袋 ペーパータオル
その他	拡声器 発電機 缶切り 栓抜き 紙皿 紙コップ

2. 二次持ち出し品（災害復旧までに3日以上かかる場合、学校保管しておきたいもの）	
食 品	非常食（乾パン レトルト食品 缶詰）ドライフーズ チョコレート 飴
燃 料	ガスボンベ 固形燃料 発電機
飲料水	水（一日一人 3ℓをめに）
その他	非常物品保管庫 生活用水 毛布 寝袋 洗面用具 やかん なべ バケツ アウトドア用品 緊急用トイレ

資料6 傷病緊急時の対応マニュアル

【事故発生】

児童生徒の生命を最優先した最善の処置を行う

【発見者】

- ・傷病者の症状の確認
(意識、心拍、呼吸、出血など)
- ・他教職員への応援要請
- ・保健室への連絡と管理職への連絡
(必要に応じて AED/119番通報を要請する)
- ・他の児童生徒の安全確保
- ・周りの安全確認

【発見時一人であった場合】

- ①症状の確認
- ②人を呼ぶ(大声、ホイッスル・携帯電話の使用など)

【管理職】

- ・現場から救急要請があれば、すぐに救急車要請
- ・本部を職員室に設置
- ・他の児童生徒の安全確認も含めて状況確認
- ・保護者への連絡
- ・教職員への役割を指示(救急車の経路、救急隊員の案内)
- ・大学へ報告

資料7 弾道ミサイル発射に対する非常措置について

1. 登校前に全国瞬時警報システム（Jアラート）が発信された場合

登校前に以下の情報が発信された場合は、自宅待機とする。自宅待機及び解除の基準は以下の通りとする。自宅待機の解除後に登校をする。

（1）日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

発信内容		自宅待機及び解除の対応
第1報	ミサイル発射情報・避難呼びかけ	自宅待機
第2報	落下予測情報（直ちに避難することの呼びかけ）	自宅待機継続
第3報	落下推定情報（近畿圏への落下の場合）	自宅待機継続
	落下推定情報（近畿圏以外への落下の場合）	自宅待機を解除、登校開始
第4報以降	その後の情報の伝達（近畿圏への落下の場合）	自宅待機継続

（2）日本の領土・領海の上空を通過した場合

発信内容		自宅待機及び解除の対応
第1報	ミサイル発射情報・避難呼びかけ	自宅待機
第2報	通過情報	自宅待機を解除、登校開始

（3）日本の領海外の海域に落下が確認された場合

発信内容		自宅待機及び解除の対応
第1報	ミサイル発射情報・避難呼びかけ	自宅待機
第2報	落下推定情報（日本の領海外の海域に落下）	自宅待機を解除、登校開始

2. 在校中に発信された場合

- （1）在校中に発信された場合は、校内で避難行動をとる。解除されたら教育活動を再開する。
- （2）在校中に日本の領土・領海で近畿圏以外に落下した場合は、校内で避難行動をとる。避難行動の必要がなくなれば、教育活動を再開する。
- （3）在校中に近畿圏へ落下した場合は、避難行動の後、下校の安全が確認できるまで学校に留め置く。また、不測の事態においては保護者との連絡が取れるまで学校に留め置く。その後、安全が確認され保護者との連絡が取れ次第、下校させる。

3. 登下校中に発信された場合

- ・児童は、保護者とともに避難行動をとる。解除後、登校や帰宅等を再開する。
- ・生徒は、公共交通機関の職員や運転手、車掌等の指示に従う。
- ・保護者と学校とで連携して児童生徒の安全確認を電話、「ツムギノ」等を通じて行う。下校時は、各家庭に連絡をして生徒の安否確認をする。